

沖縄総合事務局告示第四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年八月十五日

沖縄総合事務局長 福井 武弘

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道保良上地線新設工事（沖縄県宮古島市城辺字友利本島地内から同市上野字宮国カムザマ地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分

沖縄県宮古島市城辺字友利本島、城辺字友利西島下、城辺字砂川本島原、城辺字砂川場侶架原、上野字新里屋原、上野字新里東本島、上野字新里西本島、上野字新里当原、上野字新里東素原、上野字宮国ソバル及び上野字宮国カムザマ地内

2 使用の部分

なし

第4 事業認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県宮古島市城辺字友利本島地内から同市上野宮国カムザマ地内までの延長7.74kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道保良上地線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道保良上地線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である沖縄県は、本事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄県宮古島市城辺字保良を起点とし、同市下地字上地地内を終点とする延長21.12kmの道路であり、総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)を受けて、平成3年に沖縄県が策定した沖縄トロピカルリゾート構想によって整備中の、リゾート施設・観光名所の各地を有機的に結ぶことにより、地域の活性化を支援し宮古島の観光振興に寄与することを目的として計画されたものである。

本事業の完成により、宮古島南海岸のリゾート施設・観光名所を有機的に結ぶことから、リゾート施設・観光名所間の円滑な交通が図られ、観光振興に寄与すると認められる。

なお、本事業による生活環境等に及ぼす影響については、本事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が任意に検討を行ったところ、騒音、振動及び大気汚染に関して、環境基準等を満足している。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本事業は、宮古島南海岸に存する観光名所・リゾート施設を有機的に結ぶことで、地域の活性化を支援し宮古島の観光振興に寄与することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づき片側に歩道を備えた2車線道路を新設する事業である。本事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に整合していると認められる。

本件区間におけるル-トについては、起点から丘陵地を西進し、宮国集楽

の南側を通過し、うえのドイツ文化村付近から海岸側を南進し、ほ場整備山根地区の西側を北進し終点に至る案(申請案)のほか、起点からうえのドイツ文化村付近まで申請案と平行して海岸側を通過し、通過後約1 kmは申請案と重複して海岸線を南進し、その後ほ場整備山根地区の西側を申請案より内陸側を平行して通過し終点に至る案(A案)、申請案とA案の間を通過する案(B案)の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は支障物件が最も少なく、地域住民に与える影響が小さいこと、施工性についてはA案に劣るものの事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本路線は、3(1)で述べたように総合保養地域整備法を受けて、沖縄県が策定した沖縄トロピカルリゾート構想によって整備中のリゾート施設・観光名所の各地を有機的に結び、宮古島の観光振興に寄与する道路であり、すでに整備済みのリゾート施設・観光名所もあることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、宮古島市合併以前の宮古圏域六市町村からなる市町村会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2の2項の規定による図面の縦覧場所 宮古島市役所